

利な商品の取り扱いには禁止する。

(4) 規制緩和の推進

現在わが国には、依然として一万件を超える規制が存在し、ニュービジネスの展開による景気回復の足枷となり、また不合理な内外価格差の原因となっています。従って、経済規制については原則撤廃とし、特に以下の分野の規制緩和を重点項目とします。

- イ) 住宅に関する規制…建築基準法・宅地開発要項・上下水道の地域指定業者制
- ロ) 運輸に関する規制…道路運送法・航空法・車両運送法
- ハ) 消費財の流通規制…揮発油販売業法・大店法・再販制度(独禁法)・
- ニ) 食糧に関する規制…食糧制度(食糧法)
- ホ) 情報・通信の規制…電気通信事業法・放送法
- ヘ) 金融・保険の規制…銀行法・証券業法・保険業法

(5) 行政情報公開制度等の整備

行政の透明化・公正化を目的として94年に行政手続法が制定されましたが、その内容は極めて中途半端なものとなっているため、以下の観点からの見直しを求めます。

- イ) 不利益処分に対する事後救済を改め、事前に弁明・聴聞の機会を保証する
- ロ) 救済対象の権利・利益についての多くの適用除外規定を削除する
- ハ) 個別の法律による適用優先規定を排除し、一般法化を徹底する
- ニ) 一般的情報開示手続きを整備する

(6) 税制の改革

イ) 直間比率の見直し

税制の改革については、いわゆる“クロヨン問題”を解決して水平的公平を徹底し、また、累進性を緩和して経済の活力を回復し、さらに、来るべき高齢化社会における負担の平準化を可能にするため、基本的に直接税と間接税のアンバランスを解消する、いわゆる“直間比率見直し”の方向を模索します。

具体的には、所得税については課税最低限を引き下げ、すでに使命を終った諸控除を廃止し、税率についても、20%~40%の三段階に簡素化します。

消費税については、いわゆる“益税”を解消するため、簡易課税制度による「見なし仕入れ率」、限界控除制度、さらに免税点制度について、インボイス方式の導入も含めて大幅に見直します。また、税

率の引上げについてはこれを可能な限り抑制し、所得税減税無き引上げや、行革無き引上げに強く反対します。

この点に関して、政府・大蔵省は94、95年度に所得税減税を先行実施し、97年4月から消費税率を5%に引き上げることを決定しました。が、その後所得税減税の継続は見送られ、消費税率の引き上げのみが実施されることとなっているのは大変な問題で、また、将来的には更なる税率の引き上げが必要とされ、税率10%程度ならばすべての財政問題がクリアされるかのごとき国民世論の操作が行われています。

しかし、来るべき高齢化社会における社会保障費の増大を考えれば、行革なしの単純な増税だけで行けば、21世紀は消費税率25%、国民負担率60%と言う危機的な状況となりかねません。それを回避するためにも、従来聖域とされてきた社会保障費をも含む徹底した歳出構造の見直しを行います。

ロ) 資産課税の見直し

行財政の改革とは少し観点が異なりますが、税制改革の一環として重要なのが、土地問題に関わる資産課税の在り方です。

これに関しては、有効利用促進による床面積の拡大を通して土地需給のアンバランスの解消を図るという観点から、土地譲渡に関わる税の減税と保有に関わる税の内容の見直しを基本とします。具体的には、前者については、居住用不動産の買い替え特例を大幅に復活した上、長期、短期、超短期による区分を改め、一律に国税・住民税合わせて39%程度ある現在の譲渡所得税率を10%程度に引き下げます。

後者については、いろいろと誤解の多い地価税、固定資産税を廃止ないし大幅に軽減し、これに代わって、土地の含み益に対し市場利子率相当額の課税をする「含み益利子税」を導入します。バブル発生により含み益が増大したときには増税となり、逆にバブル崩壊による含み益消滅時には減税となり、これにより、未然に投機的な土地取引を抑制し、地価高騰による土地問題の発生を未然に防止することが可能となります。

一方相続税に関しても、誤解の多い最高税率70%という高い累進構造を軽減し、評価についても他の資産と同じ時価評価に改め、また、小規模宅地の特例措置などを廃止し、さらに、年金受給などの受益と負担との関係を考慮し、年金支給が減額された程度に応じて相続税を減額・免除する等、浅く、広く、公平な負担を求めていきます。